

大阪市児童福祉審議会運営要綱の改正について

- 1 大阪市児童福祉審議会運営要綱を次のとおり改正する。
別紙「大阪市児童福祉審議会運営要綱別表の改正案」のとおり

- 2 改正理由

保育事業認可前第1から8審査部会については、要綱の規定において、「許認可事務」を所掌しているかのようにも捉えられるとの指摘があったため、所掌事項の明確化のため次のように要綱を改正する。(詳細については、「別紙 大阪市児童福祉審議会運営要綱の改正 ～部会の名称及び所掌事項の改正～」参照)

その他、文言整理のため所要の改正を行う。

- 3 施行日

令和6年12月1日

<参考条文>

児童福祉法 第三十四条の十五（抄）

③市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

児童福祉法 第三十五条（抄）

⑤都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。第八項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。